

# 島根県内 中小企業等のみなさま 県外の専門人材確保の 費用を助成します!

01

人材紹介手数料  
成功報酬部分

02

移転費

03

視察旅費

## 補助対象となる経費

県内に事業所を有する中小企業事業主  
〔注1〕が、県外からUIJターン〔注2〕する専門  
人材を確保するために支出した01～03  
の経費(裏面参照)

## 補助対象となる専門人材

● 県内中小企業等の事業創出力強化等に寄与すると認められる者(裏面参照)で、当該業務に就いて概ね3年以上の実務経験を有する者

● 雇用される際の年間換算給与額(割増賃金の基礎となる賃金の部分)又は役員報酬が原則300万円以上の者

● 専門人材の雇用形態は、雇用期間の定めがないもの又は雇用期間の定めがあっても期間の定めのない雇用の採否を判断するためのもの

※職務経歴・経験、県内企業等において担う役割などを総合的に勘案し、補助対象となるか否かを判断します。

## 申請時期

採用内定後、雇用開始日までに補助金交付申請書を提出してください。

## 申請期限

平成31年 3月15日(金)

島根県のホームページで、補助交付要綱を確認の上、まずは問合せ先にご連絡ください。申請書様式もダウンロードできます。

〔注1〕 中小企業事業主：次表の業種毎に **ア** 又は **イ** を常態として満たす事業主

| 業種          | ア 資本金の額又は出資の総額 | イ 常時雇用する労働者の数 |
|-------------|----------------|---------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下      | 50人以下         |
| サービス業       | 5,000万円以下      | 100人以下        |
| 卸売業         | 1億円以下          | 100人以下        |
| 製造業その他      | 3億円以下          | 300人以下        |

※業種毎の具体的内容は補助金交付要綱でご確認ください

〔注2〕 UIJターン：島根県外居住者が就職に伴い島根県内に居住地を移転すること。なお、島根県内に居住地を移転してから概ね1年以内であって、県内企業等に雇用されていない専門人材が就職する場合を含む。

問合せ先

〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎2階)  
島根県雇用政策課 多様な就業推進室 TEL 0852-22-5309

島根県 専門人材確保



## 補助対象経費

| 種目      | 対象経費  | 補助率 | 補助限度額              |
|---------|---|-----|--------------------|
| 人材紹介手数料 | 補助金の交付決定日以降、平成30年度内(平成30年4月1日から平成31年3月31日)に職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条に規定する有料職業紹介事業者を支払った人材紹介手数料。<br>ただし、成功報酬部分に限る。   | 1/2 | 1,000千円/人          |
| 移転費     | 補助金の交付決定日以降、平成30年度内(平成30年4月1日から平成31年3月31日)に専門人材に支給した、就業のために必要な県外居住地から県内居住地までの移転費(引越費用、赴任旅費)。  | 1/2 | 200千円/人            |
| 視察旅費    | UIJターンの検討を目的とした、視察企業等やその周辺の生活環境を確認するための旅費で、規則等に基づき支給する、県外の居住地と視察企業等間の往復旅費(宿泊費を含み、視察地巡回に要する経費を除く。)1回分。<br>視察に家族が同行する場合、家族の旅費も対象。<br>ただし、補助金の交付決定が属する会計年度内(平成30年4月1日から平成31年3月31日)に支給した視察旅費。(補助金の交付決定日前に支給した旅費も含む。ただし、専門人材が雇用された場合のみ対象経費として算入できる。) | 1/2 | 100千円/件<br>※家族分を含む |

### 対象経費について

- ①総勘定元帳、領収書等の関係書類で支出内容が確認できることが必要です。  
また、移転費、視察旅費については、各事業所で定める規則等に支給根拠があることが必要です。
- ②消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外します。補助申請にあたっては、消費税及び地方消費税の額を減算して申請してください。
- ③上表の経費を対象とする国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して申請することはできません。

## 補助対象となる専門人材

| 分類                  | 内容   | 具体例   |
|---------------------|--|---|
| ア 経営人材・<br>経営サポート人材 | 経営者や経営を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材  | 企業経営や企業等での事業管理等のマネジメント経験者など                 |
| イ 販路開拓人材            | 新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業にとって新たな販路を開拓し、売り上げ増等の効果を生み出す人材                  | 商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者など |
| ウ 事業再生人材            | 企業価値の向上に向けて、企業が抱える課題を解決(財務再構築・事業再編等)し、事業再生を推進する人材                    | 金融機関のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントして手がけた経験を有する者など    |
| エ 生産性向上人材           | 開発や生産等の現場で新たな価値(改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等)を生み出す人材                     | 企業等の工場長の経験者、技術者として開発リーダー等を経験した者など           |
| オ その他               | 受け入れ先で求められる分野等で、セクションやプロジェクトのリーダー等を務めるなど、県内企業等において事業を支え、牽引することができる人材 | —   |